

和気町バリアフリー基本構想

令和6（2024）年 3月

和 気 町

<目次>

第1章	基本構想策定の背景と目的	1
1-1	背景と課題	1
1-2	バリアフリー法の概要	2
1-3	バリアフリー基本構想の概要	4
1-4	基本構想策定の方針	5
第2章	和気町の現状と課題	7
2-1	位置・地勢	7
2-2	人口	9
2-3	公共交通	11
2-4	ハザード	16
2-5	施設の立地状況	18
2-6	まちづくりの方向性	21
第3章	バリアフリー化の基本的な考え方	25
3-1	基本理念	25
3-2	基本方針	26
第4章	バリアフリー化の整備方針	27
4-1	重点整備地区の設定	27
4-2	生活関連施設・生活関連経路の設定	29
4-3	まち歩き点検ワークショップの実施	31
4-4	生活関連施設・生活関連経路の移動円滑化に関する方針	36
4-5	実施すべき事業の設定	39
第5章	基本構想の推進方策	45
5-1	基本構想の進行管理	45
5-2	バリアフリー整備の展開	45

第1章 基本構想策定の背景と目的

1-1 背景と課題

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザイン¹の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。このような背景の中、国では、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー²施策の推進を目的に、平成18(2006)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」（平成12(2000)年）と、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」（平成6(1994)年）が統合され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

また、平成30(2018)年及び令和2(2020)年にバリアフリー法が改正され、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区³、重点整備地区⁴）において、公共交通、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市区町村が作成するものとして、「移動等円滑化促進方針」や「移動等円滑化基本構想」が規定されました。

本町においても、JR和気駅周辺を中心に、道路や駅前広場の拡幅・整備を行ってきましたが、総合的なバリアフリー施策の推進に向けて、旅客施設や建築物、駐車場等を含めた一体的なバリアフリー化や心のバリアフリー⁵の推進等を図っていくことを目的に、「和気町バリアフリー基本構想（以下「本構想」という。）」を策定します。

【高齢者、障がい者等とは】

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省令和3(2021)年3月）」では、「高齢者、障害者等には、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）のみならず、妊産婦やけが人等が含まれます。」としていますが、ここでは、ガイドラインに示す対象者に加え、ベビーカー利用者等の子育て世代、外国人を含めた多様な人々を対象とします。

- ¹ ユニバーサルデザイン：障がいの有無等に関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設等をデザインすること。
- ² バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去。
- ³ 移動等円滑化促進地区：バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針において、バリアフリー化を促進することが特に必要であると認められる地区。
- ⁴ 重点整備地区：バリアフリー法に基づく基本構想において、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市町村が定める地区。
- ⁵ 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。「ユニバーサルデザイン2020 行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）」より。

1-2 バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境整備を目指しており、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目的としています。具体的には、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

平成30（2018）年、令和2（2020）年の同法の改正では、新たに基本理念が定められ、特定事業⁶を定めずに地区のバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針制度が設けられたほか、心のバリアフリーに関する事業を「教育啓発特定事業」として基本構想に位置付けることができるようになりました。

その他、公共交通事業者による人的対応や維持管理といった「役務の提供」に関するソフト基準の設定やバリアフリーに関する情報提供の強化、当事者参加により、定期的に基本構想を評価・見直しする努力義務等に関する記載が追加されています。

⁶ 特定事業：バリアフリー基本構想に定める事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
紺字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

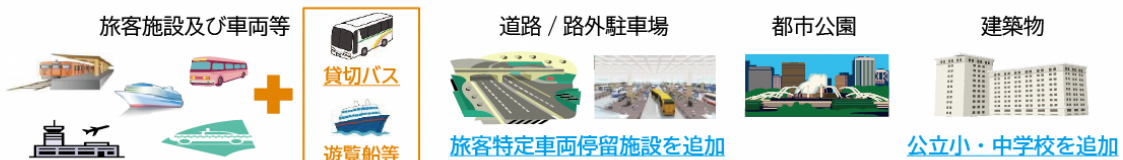
- 移動等円滑化の意義及び目標 ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置 ○情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針** ○その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・**旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）**
 - ・**他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務**
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）**

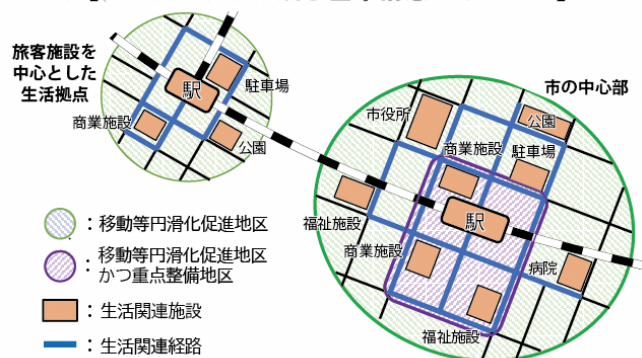
【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び**「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要）
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）**

資料：国土交通省資料をもとに作成

図1 バリアフリー法の概要

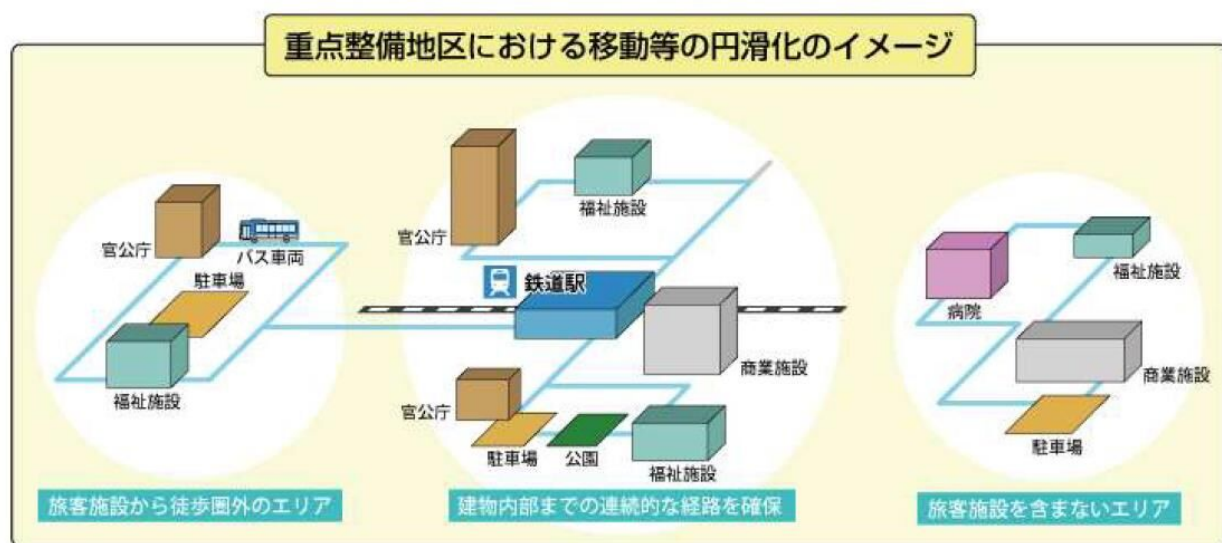
1-3 バリアフリー基本構想の概要

バリアフリー法における基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものです。重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしています。

■バリアフリー基本構想に明示すべき事項（バリアフリー法 第25条）

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設⁷及び生活関連経路⁸並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. その他、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

※1、4、7については、任意記載事項



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
〔令和3（2021）年3月、国土交通省 総合政策局 安心生活政策課〕

図2 重点整備地区のイメージ

⁷ 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

⁸ 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。

1-4 基本構想策定の方針

(1) 本構想の位置付け

本構想は、バリアフリー法及び国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、「第2次和気町総合計画」等の上位関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するものとします。

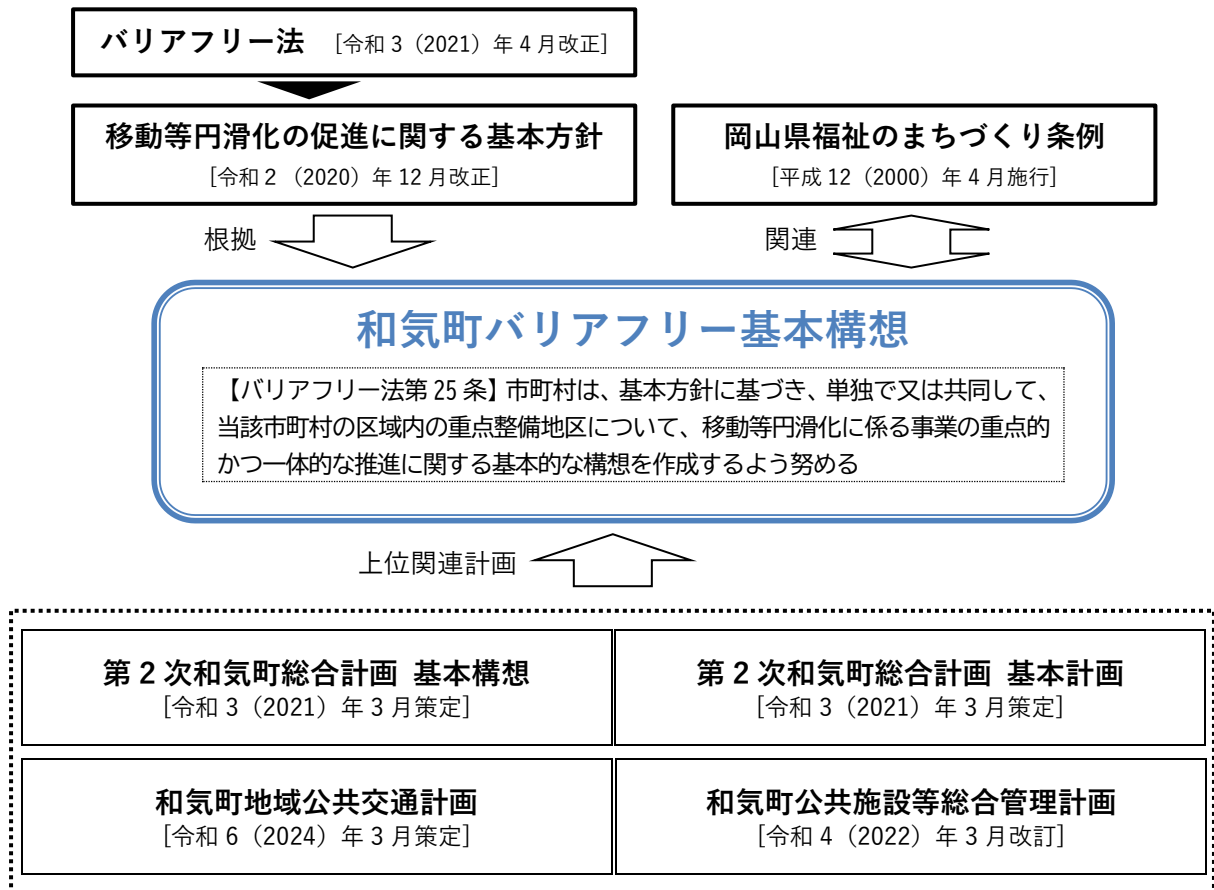


図3 本構想の位置付け

(2) 目標年次

本構想の目標年次は、令和15(2033)年度に設定します。

(3) 基本構想策定の進め方

本構想の策定に当たっての進め方は、以下に示すとおりです。

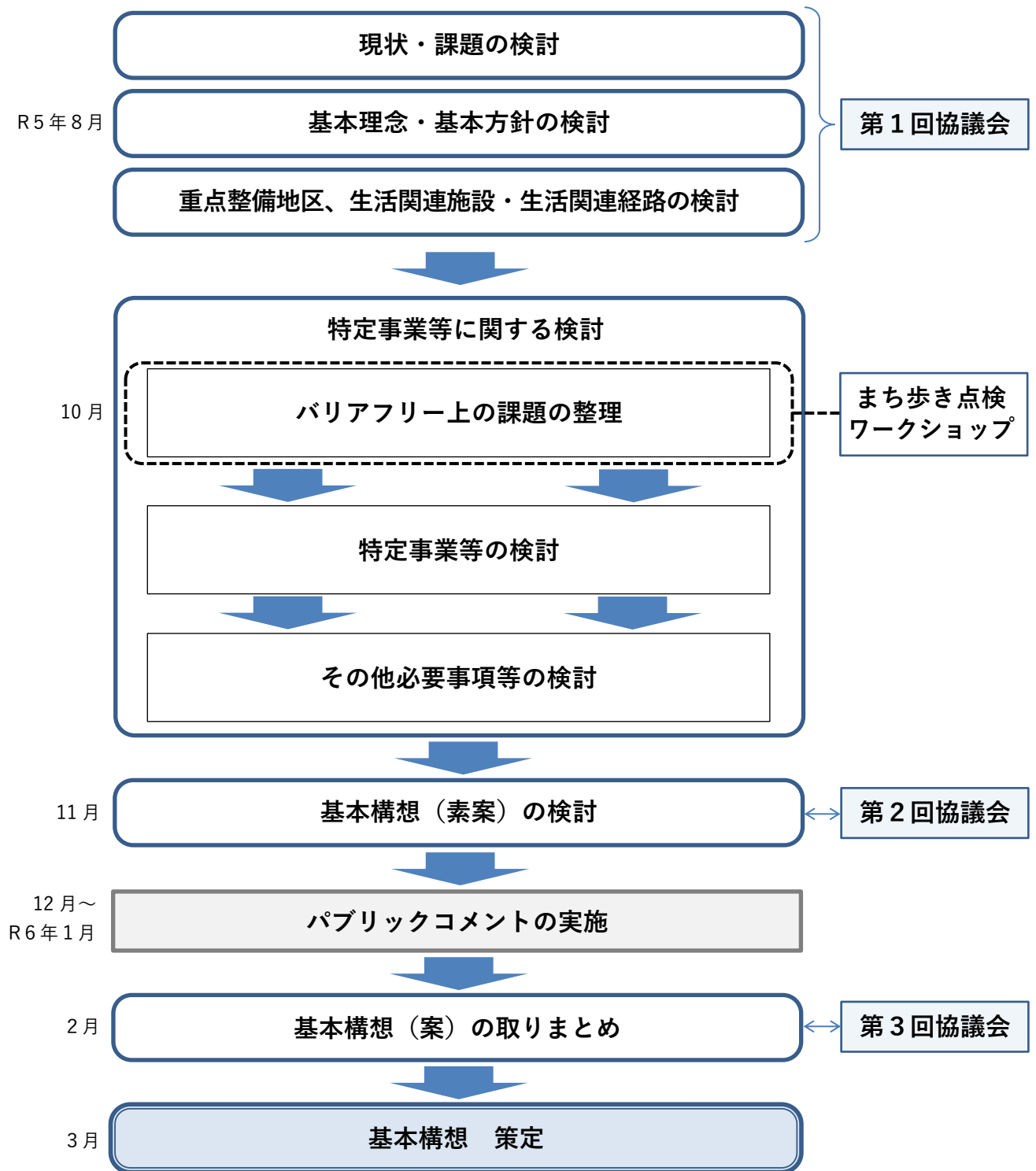


図4 基本構想策定の進め方

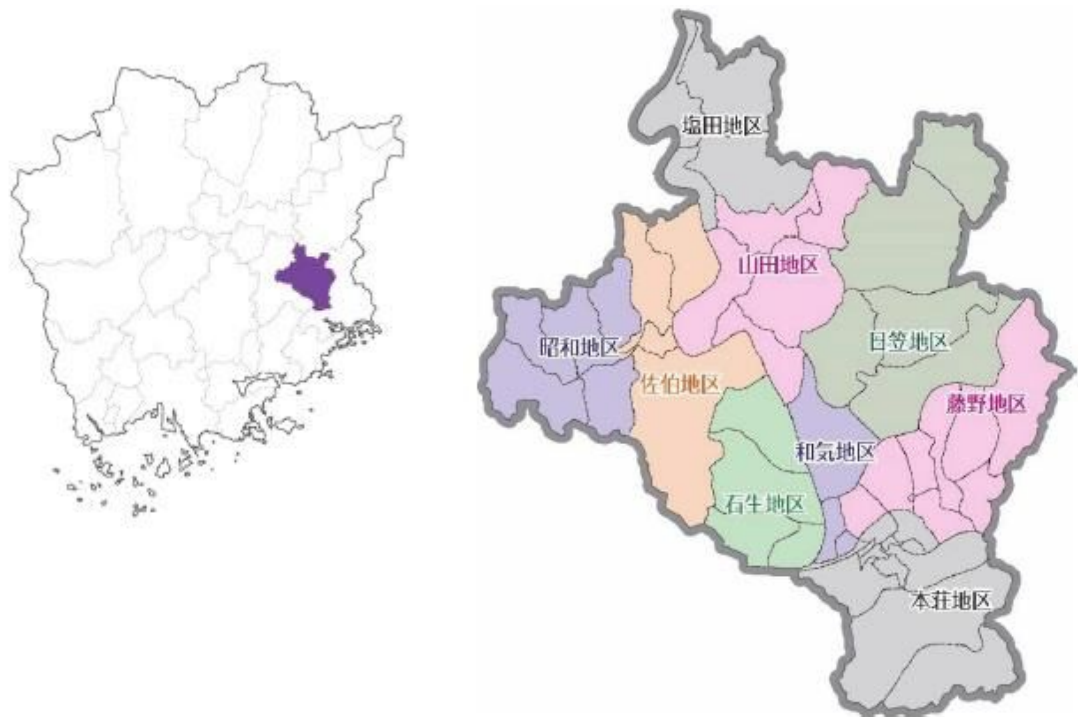
第2章 和気町の現状と課題

2-1 位置・地勢

(1) 位置

本町は、岡山県南東部に位置する面積約 144.21 km²の町であり、備前市や赤磐市、美作市等と隣接しています。

平成 18（2006）年 3 月に旧佐伯町と旧和気町が合併し、現在の和気町が発足しました。町内は、以下に示す 9 地区に分けられます。



出典：和気町地域公共交通計画〔令和 6（2024）年 3 月〕

図 5 位置

(2) 地勢

町の中央を南北に吉井川が貫流し、吉備高原から連なる標高 200～400mの山々に囲まれています。

吉井川に沿って国道 374 号、町の西側に佐伯 I C を擁する美作岡山道路が縦断し、東西に和気 I C を擁する山陽自動車道、J R 山陽本線が走り、広域交通の要衝として発展しています。



出典：和気町地域公共交通計画〔令和 6（2024）年 3 月〕

図 6 地勢

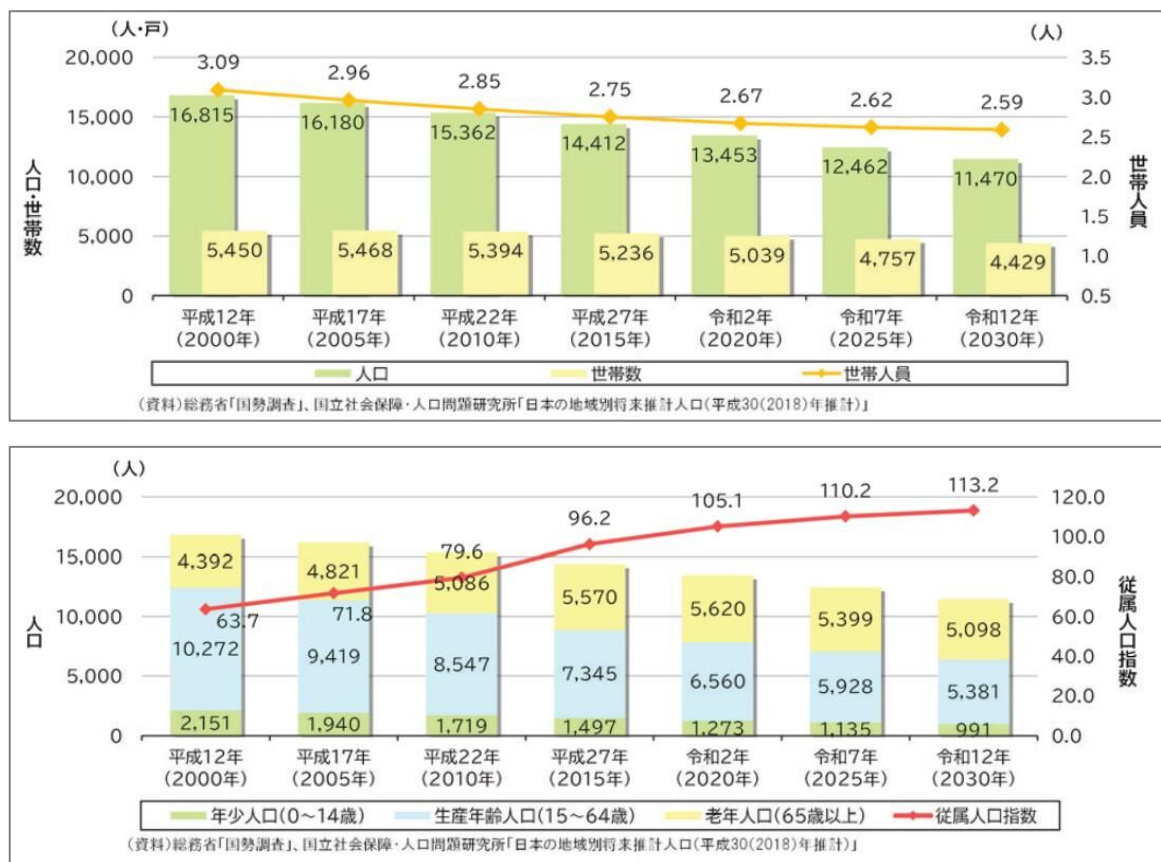
2-2 人口

(1) 人口

本町の人口は昭和 55（1980）年前後をピークに減少に転じ、今後も減少基調で推移していくことが予測されています。

少子高齢化が進み、平成 27（2015）年の年少人口率は 10.4%、老年人口率（高齢化率）は 38.6%となっています。

従属人口指数（働き手である生産年齢人口 100 人が年少人口及び老年人口を何人支えられるかを示す比率）は、この 10 年間で急激に上昇し、今後もますます高くなることが予測されています。



出典：第2次和気町総合計画〔令和3（2021）年3月〕

図7 人口の推移

(2) 地域別の人口推移

9 地域別の人口推移・推計をみると、すべての地域で人口減少が見込まれていることが分かります。

最も減少率が低い地域は、和気地域（20.7%）となっています。一方で、藤野、日笠、山田、塩田地域では、50%以上の減少率となっています。

表 1 地域別の人口推移

地域名	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	平成27年(2015年) →令和27年(2045年) 減少率	平成27年 (2015年) 高齢化率	平成27年 (2015年) 子ども女性比
本荘	5,076	4,927	4,731	4,481	4,206	3,920	3,644	3,374	31.5%	32.5%	0.18219
藤野	2,537	2,288	2,054	1,834	1,620	1,403	1,201	1,028	55.1%	39.2%	0.15764
和気	1,694	1,667	1,637	1,592	1,543	1,471	1,393	1,322	20.7%	45.4%	0.25670
日笠	1,222	1,067	938	822	711	601	500	418	60.8%	41.3%	0.07107
石生	1,172	1,115	1,043	959	874	788	694	600	46.2%	42.6%	0.09137
佐伯	1,270	1,152	1,034	924	826	739	661	588	49.0%	42.4%	0.12632
昭和	985	932	883	839	797	753	705	656	29.6%	38.1%	0.12270
山田	951	857	769	683	604	528	454	382	55.4%	40.1%	0.06429
塩田	455	407	365	329	290	254	210	169	58.5%	51.8%	0.14545
合計	15,362	14,412	13,453	12,462	11,470	10,457	9,461	8,537			

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

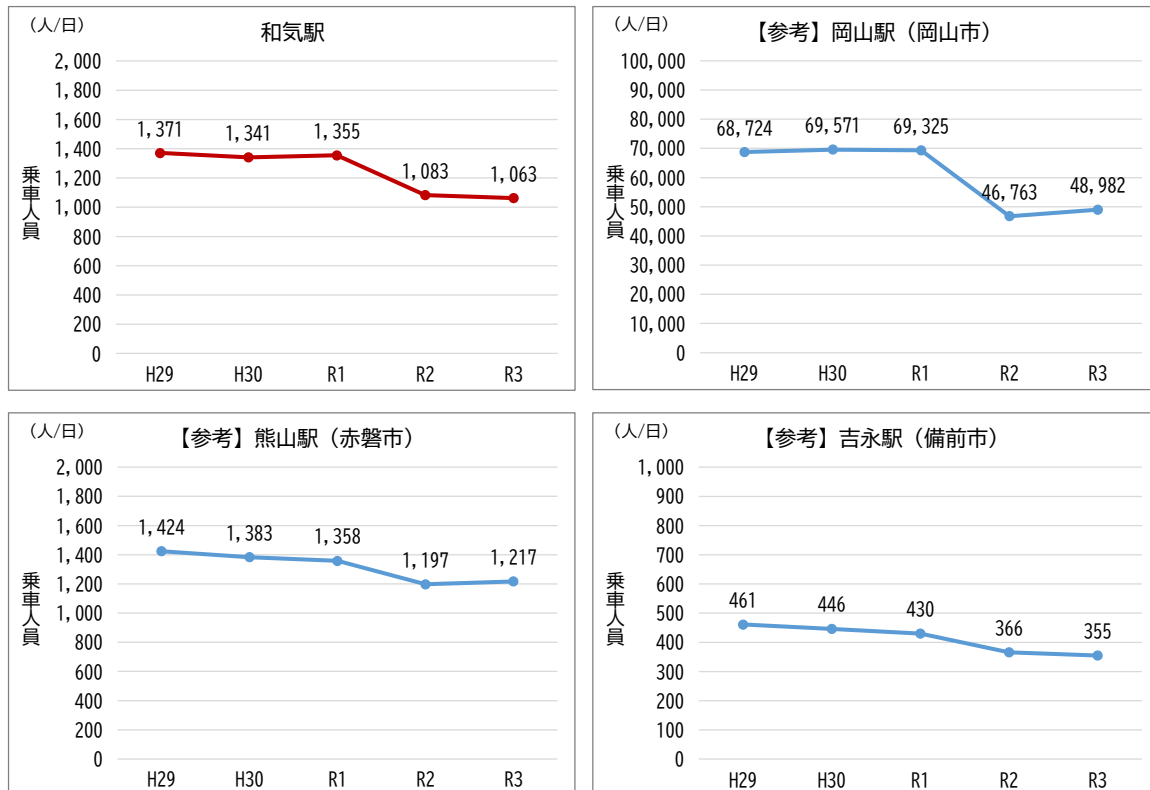
推計は、地域ごとの平成22（2010）年と平成27（2015）年の国勢調査による年齢5歳区分別人口数値を基に名古屋大学大学院環境学研究所附属持続的発展教育研究センター提供小地域ごとの簡易人口推計ツールを使用して算出し、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果（平成30（2018）年推計）と等しくなるよう地域ごとに割り振って算出。

出典：第2次和気町総合計画〔令和3（2021）年3月〕

2-3 公共交通

(1) 鉄道駅乗車人員

J R和気駅の乗車人員は、令和元（2019）年度までは1,300人/日程度で推移していましたが、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度は1,000人/日程度となっています。



出典：岡山県統計年報

図 8 鉄道駅乗車人員

(2) 町営バス利用状況

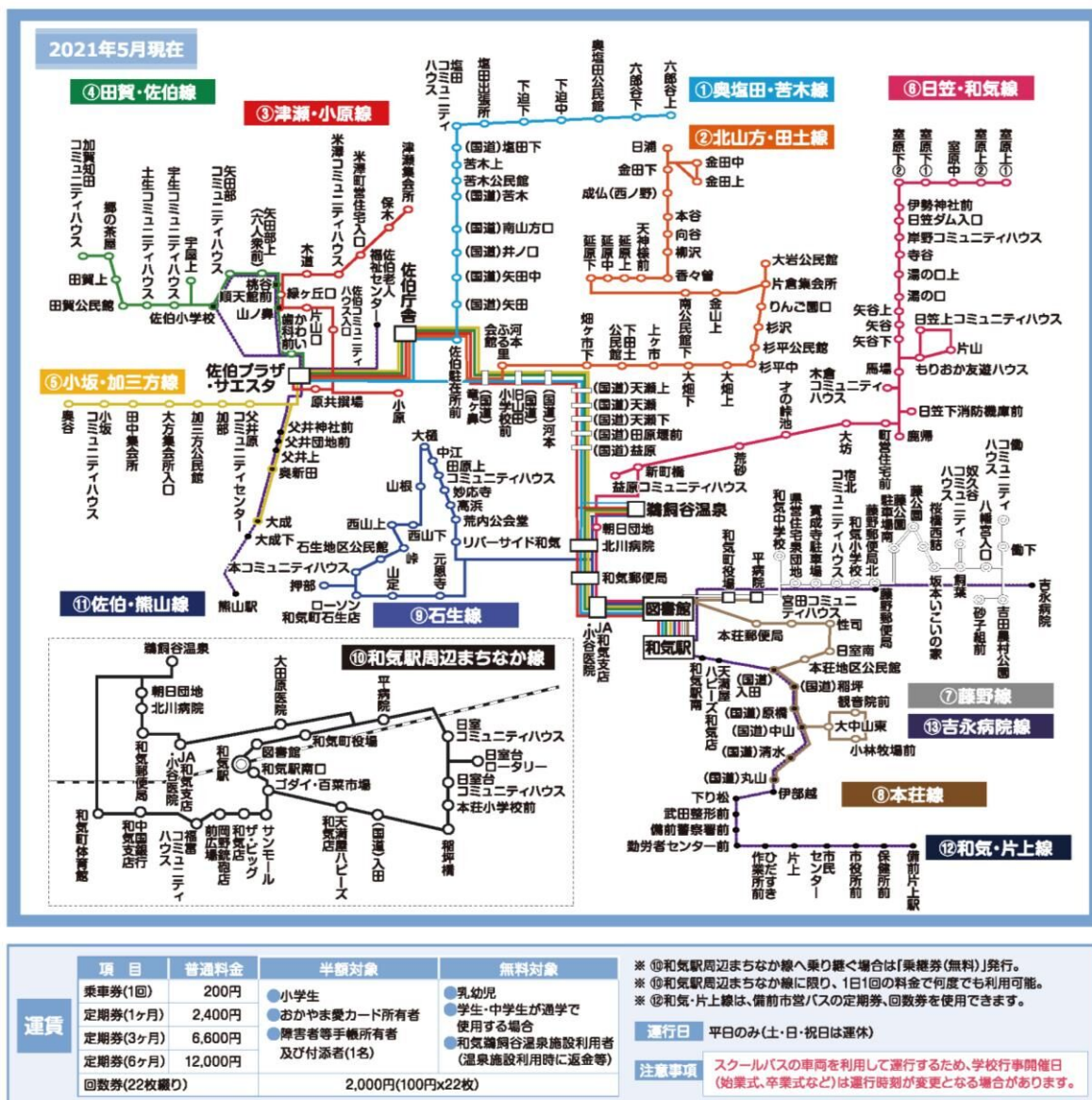
本町では、平成 31 (2019) 年 4 月から、和気町営バスの本格運行を開始しており、JR 和気駅を起点に、13 路線が運行しています。

和気町営バス時刻表・路線図

問い合わせ先

和気町総務部危機管理室

TEL.0869-93-1123



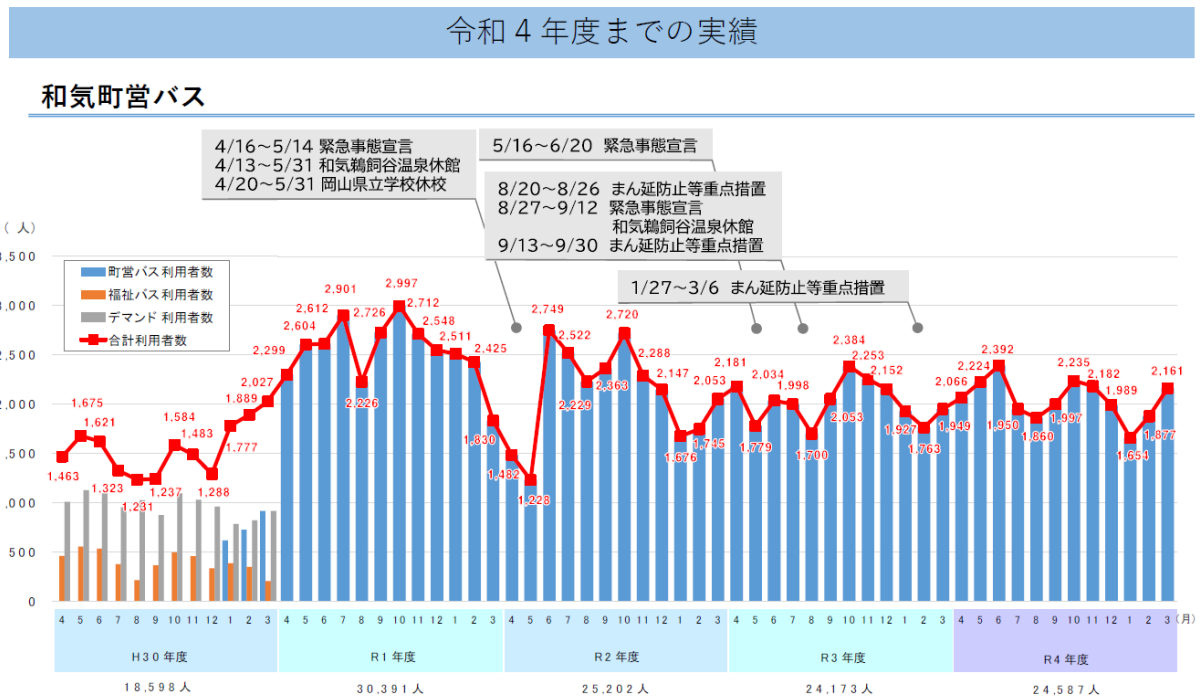
出典：和気町ホームページ

図 9 町営バス運行状況

和気町営バスの利用者数は、本格運行を開始した平成 31（2019）年度は 30,391 人でしたが、令和 2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、25,000 人前後で推移しています。

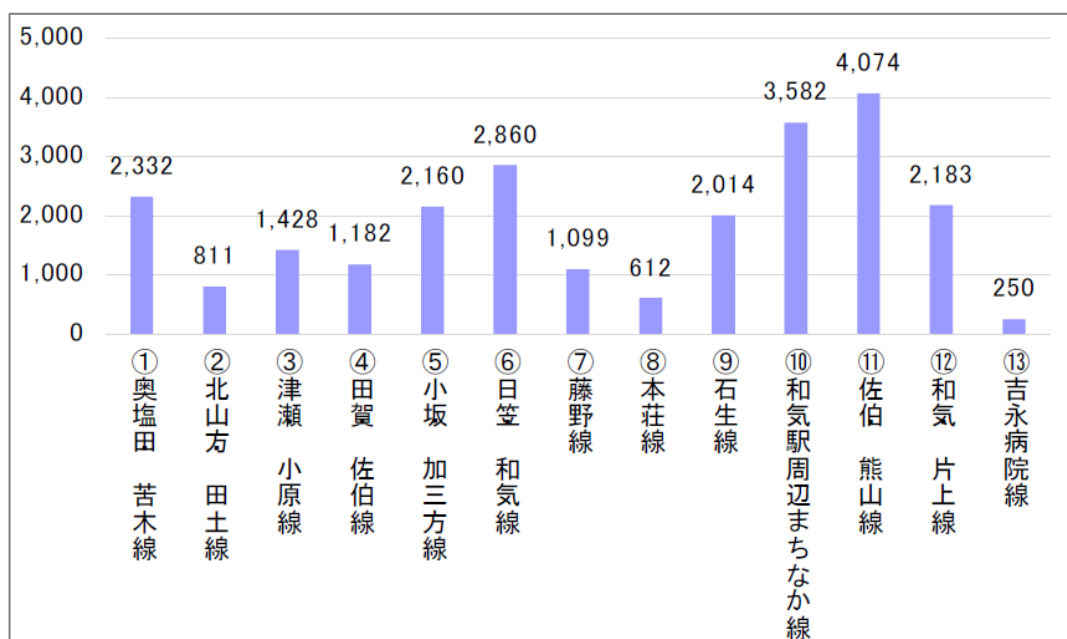
令和 4（2022）年度の町営バス年間利用者数は 24,587 人となっており、前年度と比べて約 400 人増加しています。

路線別では、「佐伯・熊山線」や「和気駅周辺まちなか線」が特に多く利用されています。



出典：和気町資料

図 10 町営バス利用状況



出典：和気町資料

図 11 町営バス路線別利用状況（令和 4（2022）年度）

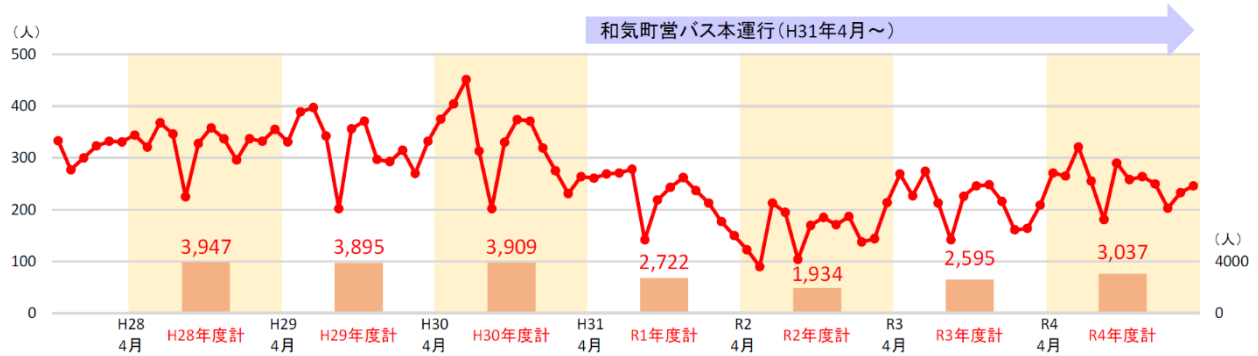
(3) 広域路線バス（赤磐・和気線）利用状況

赤磐市広域路線バス（赤磐・和気線）は、赤磐市と本町の1市1町で運営する路線バスであり、周匝上（赤磐市）～J R和気駅（和気町）間を運行しています。



図 12 広域路線バス（赤磐・和気線）運行状況

平成 30（2018）年度までの利用者数は年間 4,000 人程度で推移していましたが、平成 31（2019）年度の和気町営バスの本格運行開始以降は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり、年間利用者数は2,000 人～3,000 人程度となっています。



出典：和気町資料

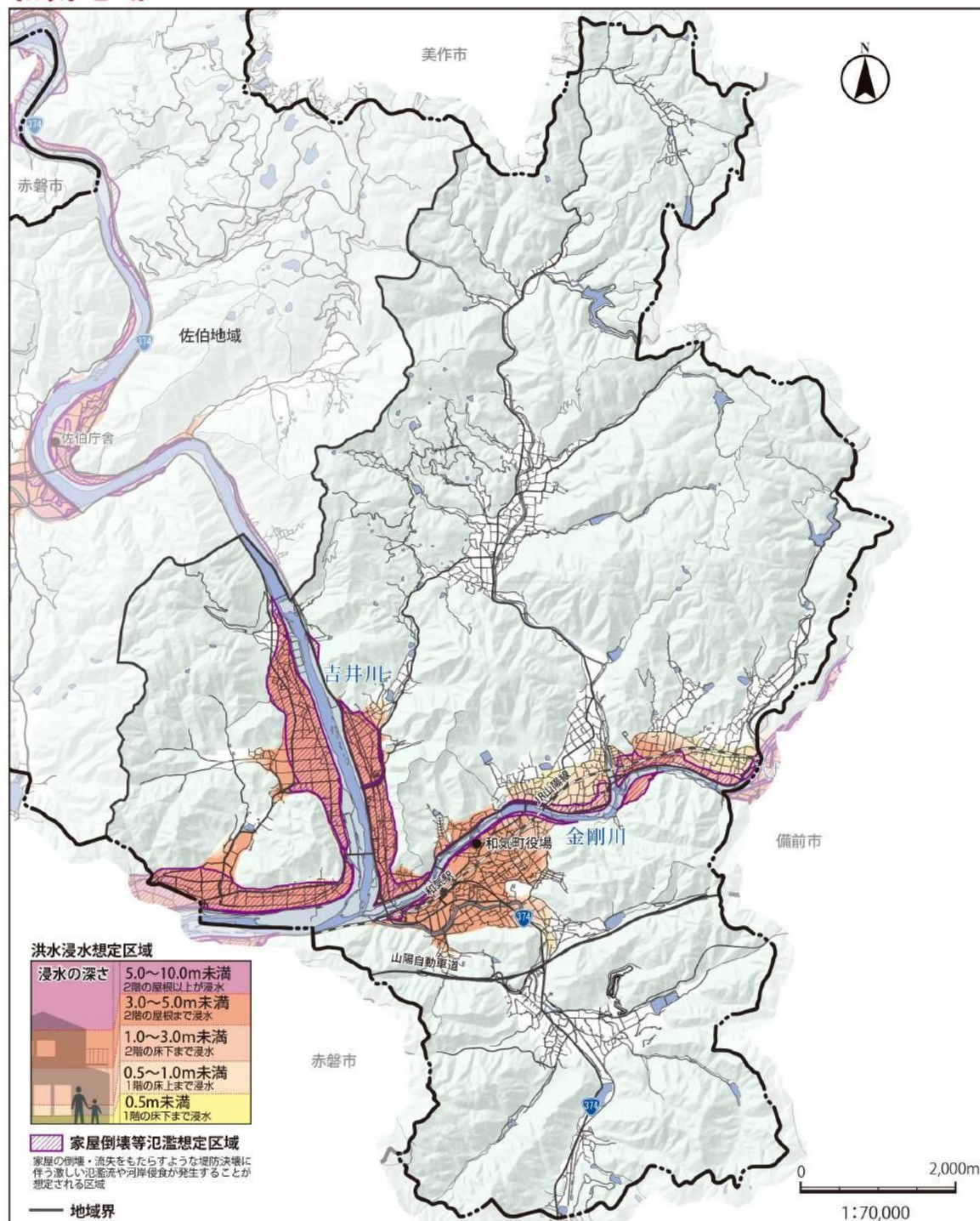
図 13 広域路線バス（赤磐・和気線）利用状況

2-4 ハザード

(1) ハザードマップ

金剛川の沿川地域に当たるＪＲ和気駅周辺は、洪水浸水想定区域（3.0～5.0m未満）に指定されています。

和気地域



出典：和気町ハザードマップ

図 14 ハザードマップ（和気地域）

(2) 避難場所

本町における避難所等の指定状況は以下のとおりとなっています。

J R和気駅周辺では、「中央公民館」「和気閑谷高等学校」「西森教養館」が指定緊急避難場所、「和気町体育館」が指定緊急避難場所兼指定避難所として指定されています。

指定緊急避難場所・指定避難所 事前に避難先を決めておこう！



指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れることを目的とした場所、施設です。



指定避難所

指定避難所とは、自宅が被災して帰宅できない場合に、一定期間、避難生活を送ることを目的とした公共施設などです。

避難が必要になったときには、まず身近な「指定緊急避難場所」へ、その後は「指定避難所」へと状況に応じて速やかに行動できるように心掛けましょう！

※災害時には、すべての避難所が開設されるわけではありません。町から送られる「緊急速報メール」や「音声告知端末」の放送などで開設されている避難所を確認してください。



指定緊急避難場所 兼 指定避難所

No.	名称	所在地	洪水	土砂	地震	収容人数		収容地区
						屋内	屋外	
1	日笠地区公民館	日笠上 86 - 1	○	○	○	63	-	日笠
2	和気小学校	藤野 429	○	○	○	260	-	藤野
3	和気中学校	泉 375 - 1	○	○	○	435	-	藤野
4	本荘小学校	衣笠 550	○	○	○	260	-	本荘
5	旧和気小学校	和気 199	3階以上	×	○	260	-	和気
6	石生地区公民館	本 1156	○	×	○	85	-	石生
7	和気町役場本庁舎	尺所 555	○	○	○	1,000	-	藤野 本荘
8	佐伯庁舎分館	矢田 308 - 1	3階以上	○	×	100	-	山田 塩田
9	佐伯老人福祉センター	矢田 311 - 1	×	○	×	100	-	山田 塩田
10	学び館「サエスタ」	父井原 430 - 1	3階以上	○	○	800	-	佐伯 昭和 塩田
11	佐伯小学校	米澤 713	○	○	○	100	-	佐伯 昭和
12	和気町体育館	福富 312 - 1	2階以上	○	○	400	-	本荘



指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	洪水	土砂	地震	収容人数	収容地区
						屋内	屋外
13	室原コミュニティハウス	保曽 1023-3	○	×	×	20	-
14	岸野コミュニティハウス	保曽 420-2	○	○	×	30	-
15	日笠上コミュニティハウス	日笠上 905-3	○	○	○	20	-
16	旧日笠小学校	日笠上 222	○	×	○	243	-
17	日笠下コミュニティハウス	日笠上 86-1	○	○	○	50	-
18	木倉コミュニティハウス	日笠下 37-2	○	×	○	20	-
19	働コミュニティハウス	吉田 1883-2	○	×	×	30	-
20	吉田コミュニティハウス	吉田 1436-1	○	○	○	30	-
21	奴久谷・鶴葉コミュニティハウス	吉田 186-1	○	×	○	40	-
22	坂老人いこいの家	藤野 1623	○	○	×	20	-
23	藤野児童館	藤野 1725	○	○	○	50	-
24	藤野会館	藤野 1731	○	○	○	120	-
25	田ヶ原コミュニティハウス	藤野 771-1	○	○	×	30	-
26	和気こここ園	藤野 463	○	○	○	80	-
27	宿北コミュニティハウス	藤野 220	○	○	×	30	-
28	泉コミュニティハウス	泉 284-1	×	○	×	30	-
29	県住集会所	泉 250	○	○	×	30	-
30	大田原コミュニティハウス	大田原 87-3	○	○	×	30	-
31	由加神社	大田原 438	○	○	○	50	-
32	清水公会堂	清水 251-2	○	×	○	20	-
33	大中山コミュニティハウス	大中山 366	○	○	○	50	-
34	稲坪コミュニティハウス	衣笠 491-2	○	○	○	30	-
35	本荘こここ園	衣笠 570	○	○	○	100	-
36	本荘地区公民館	衣笠 603	○	○	○	142	-
37	旧初瀬保育園	衣笠 603	○	○	○	50	-
38	入田コミュニティハウス	衣笠 74-5	○	○	○	30	-
39	森コミュニティハウス	衣笠 766-2	○	○	○	30	-
40	西森教養館	衣笠 928-5	×	○	×	40	-
41	ヴィレッジハウス集会所	衣笠 831-2	2階以上	○	×	40	-
42	福富コミュニティハウス	福富 260-2	○	○	×	30	-
43	駅前公会堂	福富 621-1	2階以上	○	×	30	-
44	中央公民館	尺所 7-1	2階以上	○	○	97	-
45	和気閑谷高等学校	尺所 15	2階以上	○	○	590	5,000
46	宮田コミュニティハウス	尺所 204	○	○	○	30	-
47	尺所コミュニティハウス	尺所 532	2階以上	○	×	50	-
48	性司コミュニティハウス	尺所 285-1	○	○	○	20	-

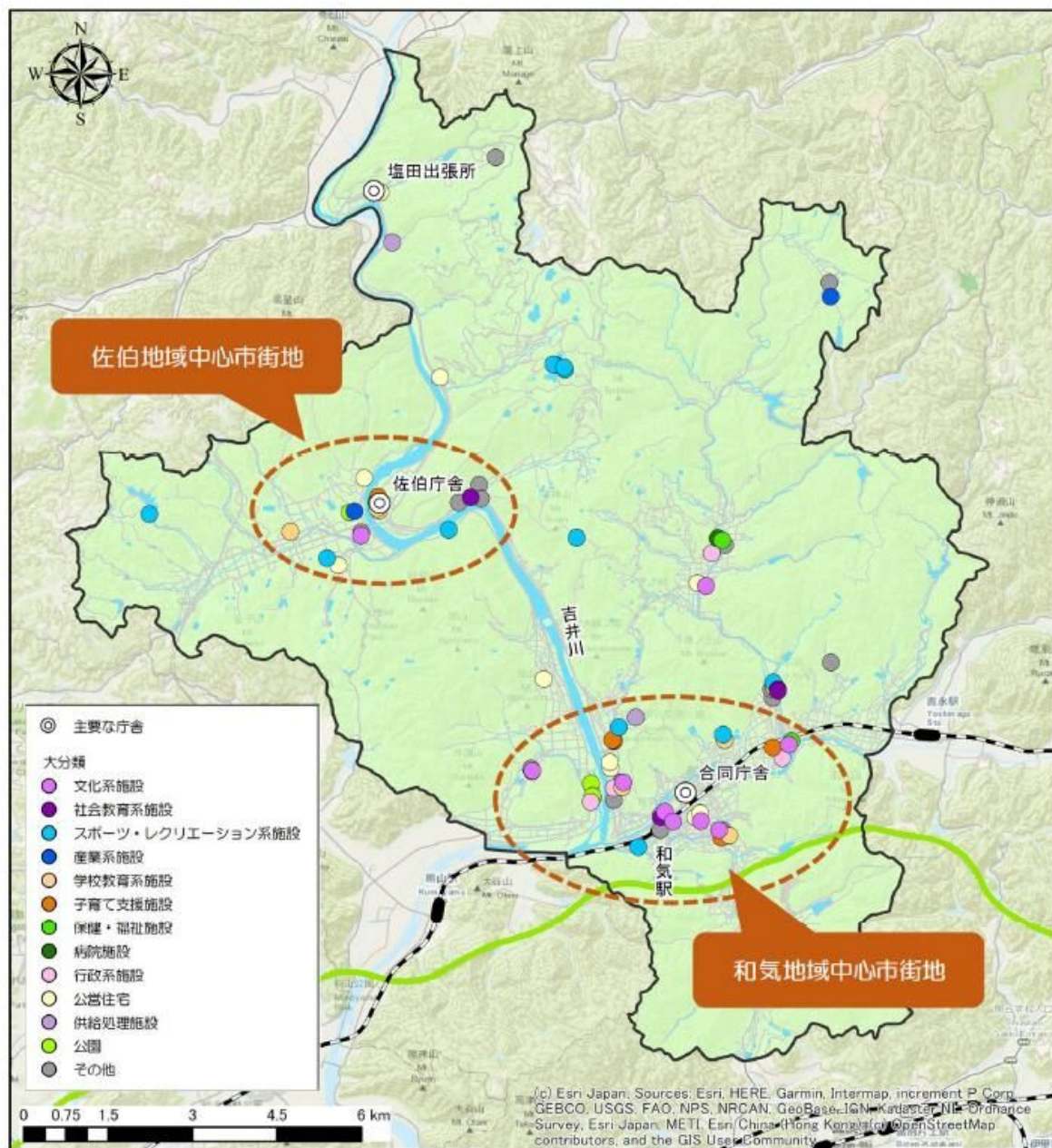
出典：和気町ハザードマップ

図 15 避難場所リスト（指定緊急避難場所・指定避難所）

2-5 施設の立地状況

(1) 町内公共施設の立地状況

本町では、和気地域・佐伯地域の中心市街地に多くの公共施設が立地しています。



(注) 一般利用のない水道・下水道施設、その他(雨水排水施設)を除く

出典：和気町公共施設等総合管理計画〔令和4(2022)年3月改訂〕

図 16 町内公共施設の立地状況

(2) J R和気駅周辺施設の立地状況

J R和気駅周辺の主な施設の立地状況を以下に示します。

表 2 主な周辺施設

施設名	所在地	管理	延床面積	代表棟の 経過年数
J R和気駅	福富 572-9	西日本旅客鉄道(株)	—	—
町営和気駅前駐車場	福富 572-17	和気町	—	—
町営和気駅南駐車場	福富 596-1	和気町	—	—
和気町立図書館	尺所 2-7	和気町	2,147.00 m ²	20～29 年
和気町中央公民館	尺所 7-1	和気町	1,043.00 m ²	50～59 年
西森教養館	衣笠 928-5	和気町	145.00 m ²	50～59 年
岡山県立和気閑谷 高等学校	尺所 15	岡山県	—	—
旧大國家住宅	尺所 38	和気町	—	—
金剛川水防公園	尺所 611 付近	和気町※	—	—
和気町立体育館	福富 312-1	和気町	6,028 m ²	10～19 年
岡山県備前県民局 東備地域事務所	和気 487-2	岡山県	—	—
イオンタウン和気	福富 442-1	イオンタウン(株)	—	—

※整備は国土交通省が実施

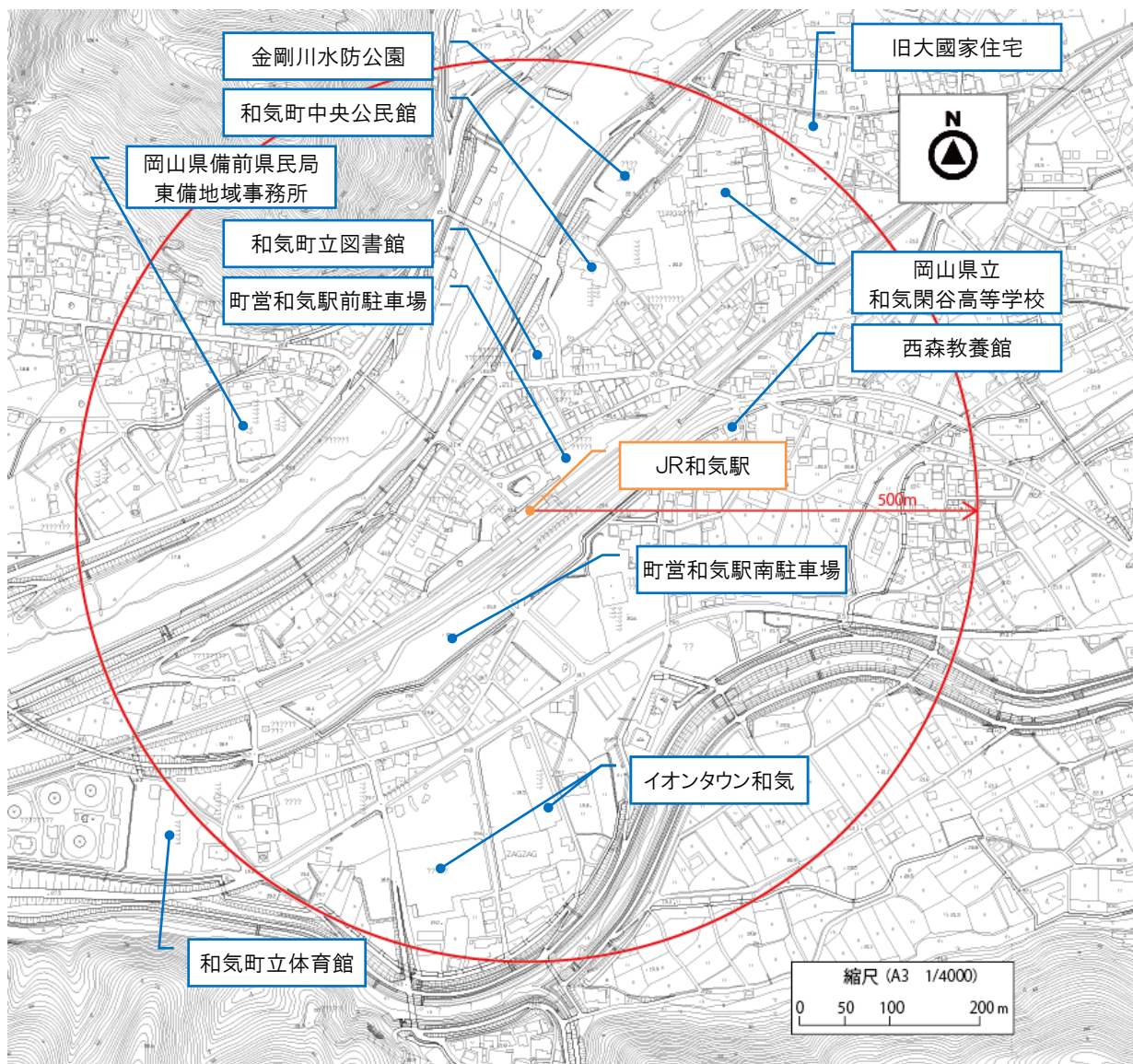


図 17 主な周辺施設の分布状況

2-6 まちづくりの方向性

上位関連計画に示されているまちづくりの方向性について、バリアフリーに関連し、連携・整合を図るべき内容を以下に整理しました。

(1) 第2次和気町総合計画 基本構想

第2次和気町総合計画 基本構想では、基本理念、将来像、まちづくりの柱等について、以下のとおり整理されています。

基本理念として、「安心」・「共生」・「つなぐ」の3つが設定されています。

表 3 計画概要（第2次和気町総合計画 基本構想）

第2次和気町総合計画 基本構想	
策定年月	令和3（2021）年3月
計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
主な内容	■基本理念 安心：すべての町民のいのちと暮らしを守り安心して快適に暮らせるまちを創る 共生：あらゆる世代が心身ともに健康で心豊かに人生を謳歌できるまちを創る つなぐ：若者世代を軸に次世代につながる 活気あるまちを創る ■施策の大綱（基本目標） 1 安全・安心でやすらぎを実感できるまち【暮らし安全・環境】 2 変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまち【教育・文化】 3 だれもが健康ではつらつと暮らせるまち【子育て・保健・福祉】 4 認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまち【人権・協働】 5 美しい自然と調和した快適で豊かなまち【都市・生活基盤】 6 交流が生まれ、活力に満ちたまち【産業振興・交流】 7 人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営【自治体運営】 ■土地利用の基本方針 ①定住人口確保のための土地利用の推進 ②人口減少を考慮した土地利用への政策転換 ③自然災害リスクを考慮した安心して暮らせる基盤の形成 イ) ハード施設の整備による防災・減災対策、インフラの戦略的な維持管理 ロ) 災害リスクの情報提供と土地利用の誘導等 ④豊かな自然環境・美しい景観の保全・再生・活用

(2) 第2次和気町総合計画 基本計画

第2次和気町総合計画 基本計画では、政策テーマの1つとして、「JR和気駅の整備」が掲げられており、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進することが示されています。

バリアフリー関連事業においては、「公共交通の維持・充実」や「障がいに対する理解や配慮」について整理されています。

表 4 計画概要（第2次和気町総合計画 基本計画）

第2次和気町総合計画 基本計画	
策定年月	令和3（2021）年3月
計画期間	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
主な内容	■目指すまちの姿 いきいきとはたらき、いきいきとあそび、いきいきと地域に生きる～安らぎがいちばん近くにあるまち～ 【総合戦略目標】 戦略目標1：安全・安心でのびのびと心豊かに暮らせるまちを創る 戦略目標2：つながりを築き、次代を担う若者を集める 戦略目標3：地域ぐるみで子どもと子育てを応援するまちを創る 戦略目標4：「つくる暮らし」を応援するまちを創る ■バリアフリー施策に関連する事項 ○障がいに対する理解や配慮 ・障がいや障がい者に対する町民の理解を深めるために広報紙等を通じ啓発し、また、和気町人権条例に基づいて行う地区啓発にも障がい者問題を取り入れるなど、住民への理解促進を図ります。 ・障がい者に対する誤った認識が生じないようイベント等による交流やふれあう機会をつくります。 ▶具体的事業：広報や各種イベント等による啓発活動 ○JR和気駅の整備 ・JR和気駅の利便性の向上、すべての人が支障なく利用できる環境を整備します。 ▶具体的事業：ユニバーサルデザインに基づく環境整備 ○公共交通の維持・充実 ・現在運行している町営バスについては、スクールバスとの併用で運行していますが、町民のニーズを的確に捉え地域の実情にあわせたきめ細かな公共交通施策を展開していきます。 ・また、交通安全施策と併せて高齢者ドライバーの運転免許証返納を推進します。 ▶具体的事業：町営バスの利用促進 他の公共交通機関との連携強化 ラスト1マイル対策の推進

(3) 和気町地域公共交通計画

和気町地域公共交通計画では、多様な移動手段の確保やＪＲ和気駅周辺の賑わい創出、周辺施設や関連する事業者との連携等により、公共交通の年間利用者数の拡大を図る方針が示されています。

表 5 計画概要（和気町地域公共交通計画）

和気町地域公共交通計画		
策定年月	令和 6（2024）年 3 月	
計画期間	令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度	
主な内容	■基本理念 みんなで支え合う、人にやさしい公共交通	
	■目標 目標 1：多様な移動手段を選択する 目標 2：和気駅周辺の賑わいを創出する 目標 3：みんなで和気町の公共交通を支える 目標 4：利用したくなる公共交通を目指す	
	■目標全体に対応した評価指標	
	評価指標	現状値（R4） 目標値（R10）
	公共交通の年間利用者数	27,624 人 34,500 人
	町営バス・デマンド交通の収支率	5.2% 現状維持
	利用者 1 人当たりの町の負担額	1,929 円 現状維持
主な内容	■実施事業（抜粋） ○2-1 和気町のどこに住んでいても、和気駅まで移動できる ・町営バスの全ての路線が和気駅までの乗り入れを行う。 ・佐伯地区の路線バスは全ての便を佐伯庁舎止めとし、佐伯庁舎-和気駅間を走行する路線への乗り換えを検討する。 ・佐伯庁舎から佐伯庁舎-和気駅間の路線への乗換は、待ち時間を少なくし円滑な乗り継ぎを検討する。	
	○2-2 和気駅周辺の病院や商業施設を周遊するまちなか線を充実 ・和気駅周辺のまちなか線は、用途地域の「商業地域」の商店や、「準工業地域」の沿道型商業施設などを中心に、和気駅、役場、鵜飼谷温泉、主な病院施設を廻ることとし、周遊時間を短縮する。 ・運行委託により 2 台体制で回遊し、まちなか移動の利便性を高める。	
	○3-2 交通事業者の協力により多様な運行の実現 ・町内にタクシー事業者があり存続していくことが、公共交通の選択肢の豊かさにつながり町民の利便性が確保される。そのためにも町内タクシー事業者の協力を得て、運行の一部を委託する。	

(4) 和気町公共施設等総合管理計画

和気町公共施設等総合管理計画では、大規模改修・更新等にあわせ、施設の状況や利用者のニーズを踏まえながらバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、利用者の快適性や利便性の向上を図ることが示されています。

表 6 計画概要（和気町公共施設等総合管理計画）

和気町公共施設等総合管理計画	
策定年月	平成 29（2017）年 3 月→改訂：令和 4（2022）年 3 月
計画期間	平成 29（2017）年度～令和 18（2036）年度
主な内容	■基本方針（抜粋） ○ユニバーサルデザイン化の推進 ハコモノ： ・乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者など、誰もが快適で便利に公共施設等が利用できる社会を目指し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。 インフラ： ・ハコモノと同様、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。 ■各種取組の実施方針（抜粋） ○バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化 ・今後も町が保有し続ける施設の大規模改修・更新等にあわせ、施設の状況や利用者のニーズを踏まえながらバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。 ■学校教育系施設の方針 ・小・中学校、その他教育施設については、日常点検と定期点検を実施することにより、早期の修繕を図る予防保全型の維持管理を行い、施設の安全性を確保するとともに、大規模改修等に合わせ、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等の施設機能の向上や空きスペースを転用しやすいレイアウトへの変更等を行うなど、施設の耐久性と機能性を高める長寿命化に取り組みます。 ■子育て支援施設の方針 ・幼保・こども園については、日常点検と定期点検を実施することにより、早期の修繕を図る予防保全型の維持管理を行い、施設の安全性を確保するとともに、大規模改修等に合わせ、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等の施設機能の向上や空きスペースを転用しやすいレイアウトへの変更等を行うなど、施設の耐久性と機能性を高める長寿命化に取り組みます。

第3章 バリアフリー化の基本的な考え方

3-1 基本理念

本構想の全体を総括する考え方として、以下の基本理念を設定します。

一人ひとりがいきいきと暮らし、活動できる、バリアフリーなまち 和気

本町では、第2次和気町総合計画において、政策の基本目標として「安全・安心でやすらぎを実感できるまち」や「だれもが健康ではつらつと暮らせるまち」を掲げ、バリアフリーに関連する政策テーマとして、「JR和気駅の整備」や「障がいに対する理解や配慮」等を位置付けています。また、目指すまちの姿として、「いきいきとはたらき、いきいきとあそび、いきいきと地域に生きる～安らぎがいちばん近くにあるまち～」が定められています。

また、和気町地域公共交通計画では、多様な移動手段の確保やJR和気駅周辺の賑わい創出、周辺施設や関連する事業者との連携等により、公共交通の年間利用者数の拡大を図る方針が示されています。

公共施設やインフラに関しては、和気町公共施設等総合管理計画において、大規模改修・更新等にあわせ、施設の状況や利用者のニーズを踏まえながらバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進することが示されています。

本町では、これらの上位関連計画や現状と課題、バリアフリー法の理念等に基づき、高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全・安心に健康で暮らせるまちづくりをハード・ソフトの両面から展開するため、バリアフリー化推進の基本理念として、「一人ひとりがいきいきと暮らし、活動できる、バリアフリーなまち 和気」を設定します。

3-2 基本方針

基本理念を踏まえたバリアフリー化の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1 すべての町民が安心して外出できる移動環境づくり

乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者等のすべての人が、気兼ねなく安心して外出できるよう、旅客施設及び周辺施設の整備やバリアフリー化等の推進により、誰もが支障なく利用でき、安心して移動できる環境をつくります。

基本方針2 誰もが快適・便利に利用できる施設環境づくり

すべての人が安心して施設を利用できるよう、移動環境だけでなく、高齢者や障がい者をはじめとする不特定多数の人が利用する公共施設等のバリアフリー化を推進し、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。

基本方針3 障がいに対する理解や配慮の促進と心のバリアフリーの推進

障がいや障がい者に対する町民の理解を深めるため、広報紙や公共施設・旅客施設等へ掲示予定のバリアフリー啓発ポスター等を通じ啓発し、障がいへの正しい理解や配慮の仕方を浸透させ、心のバリアフリーの推進と意識の向上を図ります。

また、障がい者に対する誤った認識が生じないように、町内の行事や障がい者福祉週間での交流・イベント等、ふれあう機会をつくります。

町内の小・中学校や岡山県立和気閑谷高等学校とも連携し、障がいについて体験や学習等を通して具体的に理解できるような指導方法の工夫による障がいのある人に対する偏見や差別を解消する教育の推進を図ります。

基本方針4 効果的な事業実施へ向けた重点的かつ段階的なバリアフリー化の推進

短期間ですべてのバリアフリー化を実現することは困難であるため、鉄道や町営バス等をはじめとする本町の交通の結節点であり、公共施設や商業施設等が集約しているＪＲ和気駅周辺地区を中心に、優先的に実施すべき事業を明確化し、重点的かつ一体的な整備を行います。

また、既存施設の改修等で改善が可能なものについては、既存施設の有効な活用に努めます。

基本方針5 まち全体への影響や効果を考慮した事業実施

事業を実施する場所は、本構想内で定める重点整備地区内となりますが、事業内容については、重点整備地区だけでなく、まち全体への影響や効果を十分に考慮した上で設定します。

また、重点整備地区内外に関わらず、高齢者や障がい者等の利用が多く見込まれる施設や道路等については、安全に利用できるよう、定期的な点検・補修により改善を図ります。

第4章 バリアフリー化の整備方針

4－1 重点整備地区の設定

（１）地区設定の考え方

バリアフリー法の趣旨を踏まえ、重点整備地区を設定しました。

地区設定にあたっては、バリアフリー法で該当すべき要件として定められている配置要件、課題要件、効果要件から総合的に判断しました。

表 7 重点整備地区の要件

要件	内容
配置要件	生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。
課題要件	生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
効果要件	当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

出典：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第二条 二十三、二十四）

（２）重点整備地区の設定

上記の要件をもとに重点整備地区を次のページのとおり設定しました。

<重点整備地区の設定>

重点整備地区は、旅客施設である「ＪＲ和気駅」や多くの地域住民による利用が見込まれる公共施設「和気町中央公民館」、「和気町立図書館」に加え、指定緊急避難所に指定されている「岡山県立和気閑谷高等学校」、観光客の来訪が想定される「旧大國家住宅」、ＪＲ和気駅南側の商業施設「イオンタウン和気」等を包括する範囲としました。

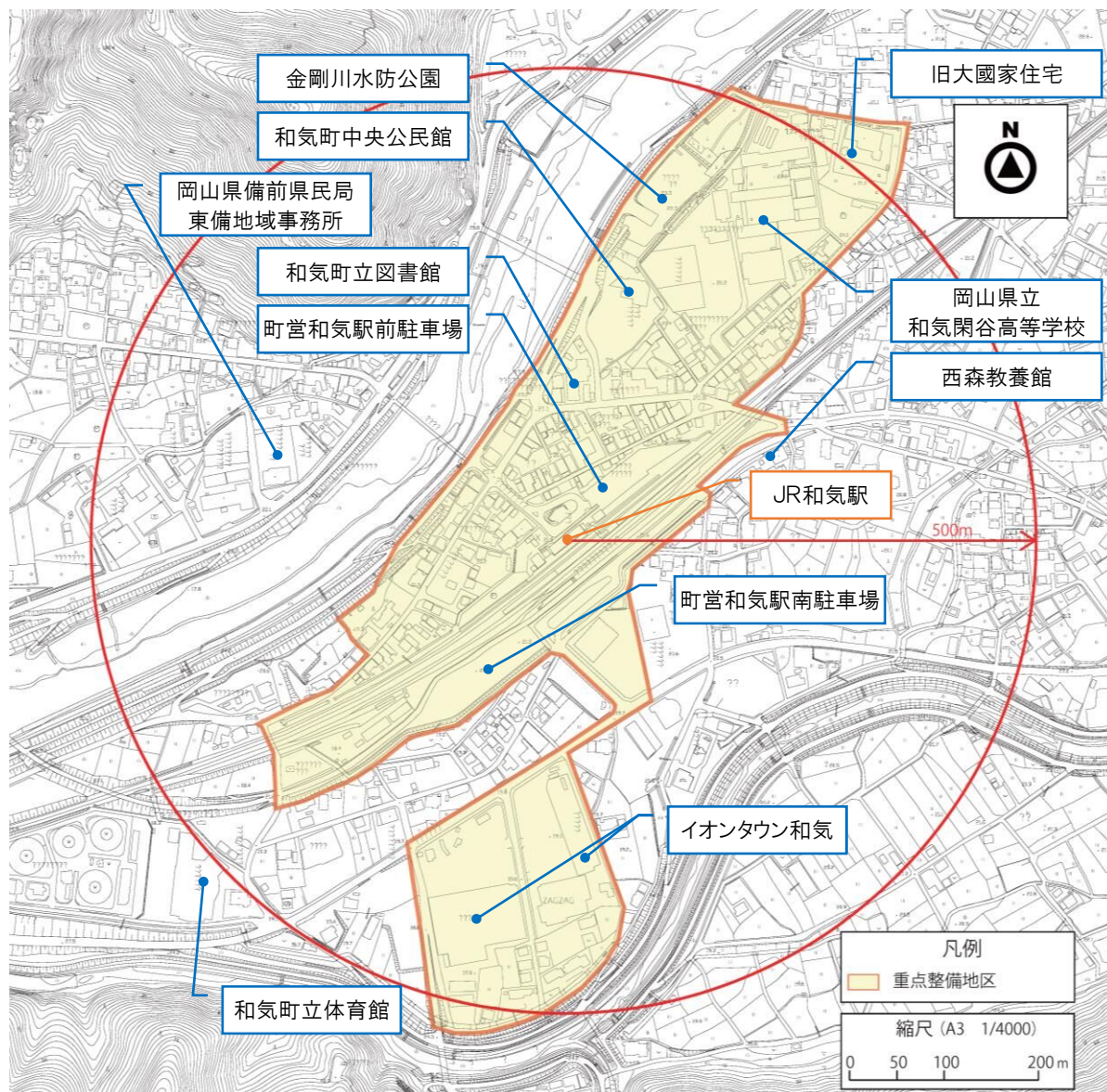


図 18 重点整備地区の設定

4-2 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設

J R和気駅の徒歩圏（500m 圏域）に位置し、高齢者や障がい者等が徒歩で利用すると考えられる施設を抽出し、生活関連施設として設定しました。

表 8 生活関連施設の設定

生活関連施設		概要
旅客施設	J R和気駅	町民の移動を支える施設
商業施設	イオンタウン和気	高齢者や障がい者等が多く利用する施設
文化施設	和気町立図書館 和気町中央公民館	
	旧大國家住宅※	観光客等が多く利用する施設
教育施設	岡山県立 和気閑谷高等学校	指定緊急避難場所に指定されている施設
その他施設	和気駅前駐車場 和気駅南駐車場	旅客施設（J R和気駅）の利用者が多く利用する施設

※旧大國家住宅はJ R和気駅の500m 圏域外に位置していますが、国指定の重要文化財というポテンシャルを踏まえ、主に観光客による徒歩での来訪が見込まれると想定し、生活関連施設として設定します。

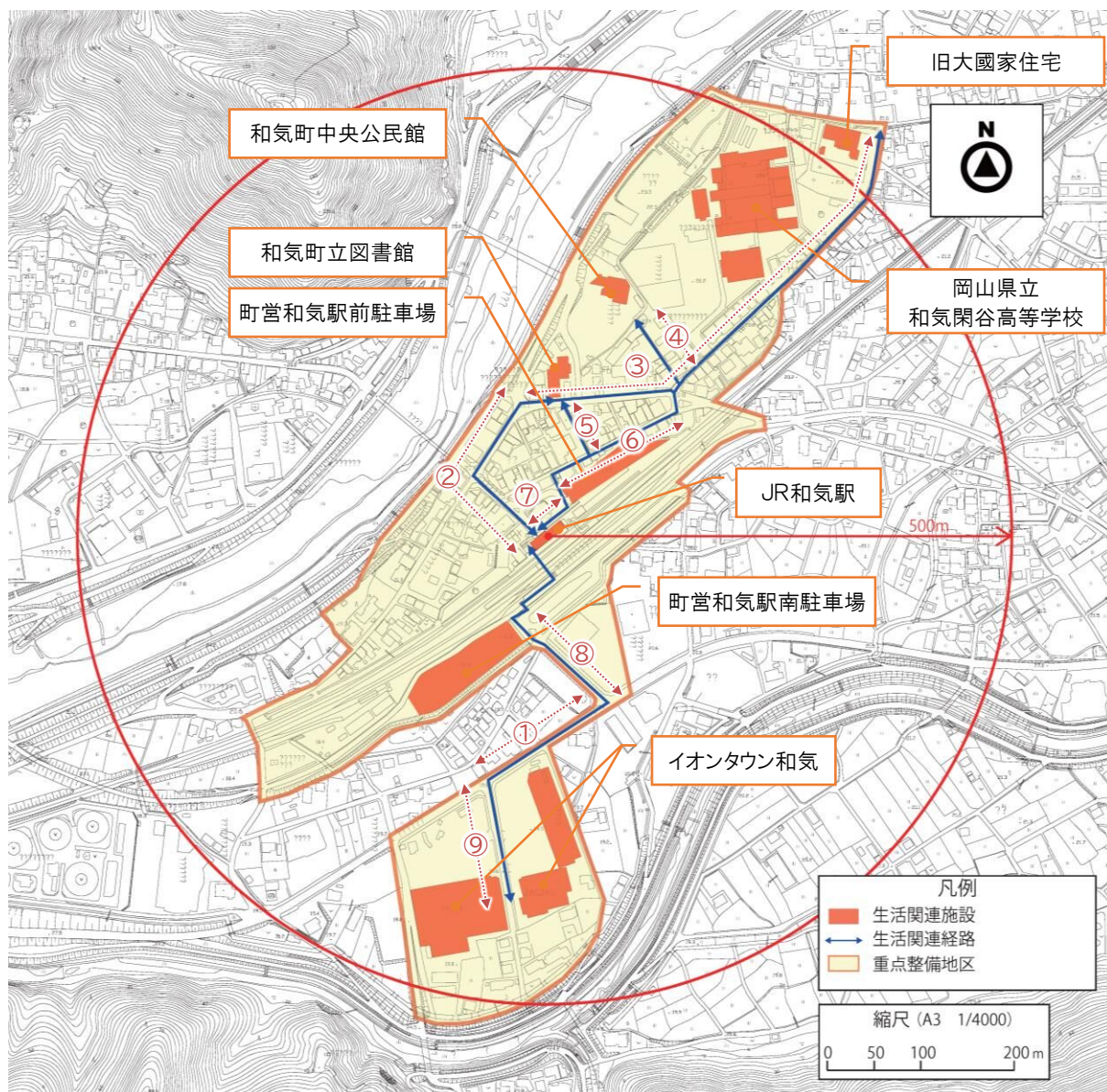
(2) 生活関連経路

J R和気駅周辺地区の生活関連経路は、前のページで示した生活関連施設相互間を結ぶ、特にバリアフリー化を促進していく必要のある経路を設定しました。

表 9 生活関連経路の設定

分類	経路番号	路線名
国道	①	国道 374 号
県道	②	県道 181 号和気停車場線
	③	県道 263 号泉衣笠線
町道	④	公民館道線
	⑤	旧役場 4 号線
	⑥	明治通り線
	⑦	和気駅前線
	⑧	駅南道路線
	⑨	福富出口 2 号線

JR 和気駅周辺地区の重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路



《生活関連経路の凡例》

- | | | |
|--------------|--------------------|------------------|
| ① : 国道 374 号 | ② : 県道 181 号和気停車場線 | ③ : 県道 263 号泉衣笠線 |
| ④ : 公民館道線 | ⑤ : 旧役場 4 号線 | ⑥ : 明治通り線 |
| ⑦ : 和気駅前線 | ⑧ : 駅南道路線 | ⑨ : 福富出口 2 号線 |

図 19 生活関連施設・生活関連経路

4-3 まち歩き点検ワークショップの実施

(1) まち歩き点検ワークショップの概要

<目的>

本構想の策定にあたり、ＪＲ和気駅周辺における生活関連施設・生活関連経路の候補箇所でのバリアフリー上の具体的な課題や改善策を整理するため、地域住民の参加により、現地確認や意見収集等を行う「まち歩き点検ワークショップ」を開催しました。

<開催概要>

開催概要を以下に示します。

表 10 開催概要

日程	令和 5（2023）年 10 月 26 日（木） 14：00～17：30
点検箇所	ＪＲ和気駅周辺
参加者	参加者：20 名（和気町バリアフリー推進協議会委員を含む） 事務局：10 名
内容	・資料説明（開催目的、当日の進め方等） ・現地視察（2 班体制で実施） ・意見収集（会場：和気町中央公民館）



図 20 まち歩き点検ワークショップの様子

<点検対象施設>

当日は、Ａ班・Ｂ班の２班体制で以下の施設や経路を点検しました。

表 11 点検対象施設

班	【Ａ班】	【Ｂ班】
旅客施設	ＪＲ和気駅（駅構内・駅北側）	ＪＲ和気駅（駅南側のみ）
道路	町道/県道	町道/県道/国道
文化施設	和気町立図書館	和気中央公民館
その他施設	和気駅前駐車場	和気駅南駐車場 イオンタウン和気
意見収集会場	和気町中央公民館 第一会議室	和気町中央公民館 第一会議室

(2) まち歩き点検ワークショップでの主な意見

まち歩き点検ワークショップで参加者から挙げられた主な意見を以下に示します。

■ JR和気駅

◎：良い点、▲：課題点

出入口・通路	▲ アスファルト舗装部分は横断勾配が 8.7～9.0%なため、車いすやベビーカーの通行に支障がある。 ▲ カラー舗装部分はガタガタしていて車いす等では通行しにくい。 ▲ 視覚障がい者誘導用ブロックの形状がバラバラで統一されていない。 ▲ 歩道と視覚障がい者誘導用ブロックとのコントラストがないため、弱視の方には視認しにくい。
券売機・窓口	▲ 券売機の下に蹴込みがない。
改札	▲ 改札と窓口・柱、改札間の幅が 58cm と狭い。 ▲ 誘導用ブロックの敷設はあるものの、視覚障がい者は通行しにくい（衝突の危険性がある）。
休憩設備 (ベンチ・待合室等)	◎ 待機用のベンチが複数設置されている。 ◎ 優先席が設けられている。 ◎ 2 番ホームの待合室は空調設備がある。
上下移動設備	◎ 階段の手すりに行先も含めた点字を表示している。 ▲ エレベーターが設置されていない。 ▲ 階段の手すりが 1 段のみ（2 段手すりとなっていない）。 ▲ 階段に踊り場がない。 ▲ 階段の段鼻と踏み面のコントラストが確保されていない。
トイレ	◎ 駅の外に大型ベッド付きのバリアフリースイートイレが設置されている。 ▲ 駅構内には和式トイレが 1 箇所設置されているのみである（多目的トイレが整備されていない）。 ▲ 屋外トイレの出入口付近に勾配がある。
ホーム	◎ 視覚障がい者の転落防止措置として、内方線付点状ブロックが敷設されている。 ◎ ホームの広さは十分確保されている。 ▲ 改札を出るとすぐに約 5%の勾配（ホームに向かって下る）があり、車いすやベビーカー利用者に危険である。 ▲ 路面は凸凹や段差等がある。 ▲ 車両とホームの段差が高い。
案内	◎ 電光掲示板で列車の発着状況を表示している。 ▲ 電光掲示板の文字が薄く、見えにくい。
その他	◎ 駅前広場に市内のマップと駅ロータリーの案内板が設置されている。 ▲ 案内板に QR コードが掲載されているが、点字がない。 ▲ 駅前広場の案内板は駅出入口を出た正面等にあると良い。

■道路

◎：良い点、▲：課題点

国道 374 号 [経路番号：①]	▲ 歩道がない箇所がある。 ▲ 凸凹や段差がある。 ▲ 電柱・道路標識・バケツ等が障害物になっている。 ▲ 音響式信号機になっていない。 ▲ 視覚障がい者用誘導用ブロックが適切に設置されていない箇所がある。 ▲ 福富交差点の信号について、歩行者が通行可能な時間が短い。 ▲ 福富交差点について、西側にも横断歩道を設置した方が良い。 ◎ 車いすでも押しやすい位置に信号機用押ボタンが設置されている。 ▲ 集水桝の隙間に躓く恐れがある。
県道 181 号 和気停車場線 [経路番号：②]	▲ 歩道があるが、一部区間のみである。 ▲ 路肩が狭い上に、電柱等があり、通行の妨げになっている。 ▲ 音響信号機が設置されていない。
県道 263 号 泉衣笠線 [経路番号：③]	◎ 道路照明は LED 化されている。 ▲ 歩道が整備されていない。 ▲ 路肩が狭い上に、電柱等があり、通行の妨げになっている。 ▲ 路肩の白線が薄く、境界が分り難くなっている。 ▲ 植栽が路肩にはみ出している箇所がある。 ▲ 舗装が悪くガタガタする。 ▲ 側溝に蓋の無い箇所がある。
公民館道線 [経路番号：④]	▲ 舗装が悪くガタガタする。 ▲ マンホール等の段差や不陸がある。
旧役場 4 号線 [経路番号：⑤]	▲ 集水桝の隙間に躓く恐れがある。 ▲ マンホール部分に段差がある。 ▲ 側溝の鉄板がずれている。
明治通り線 [経路番号：⑥]	▲ インターロッキングの舗装のため、車いすやベビーカーではガタガタする。 ▲ 凸凹や段差がある。 ▲ 駅前広場に向かう坂道の勾配が急である。
和気駅前線 [経路番号：⑦]	◎ 歩道があり、歩者分離がされている。歩道の幅員は十分確保されている。 ◎ 歩道に誘導用ブロックの敷設はあるものの、駅前の一部区間のみである。 ▲ 県道 181 号和気停車場線に向かう道路勾配が急である。 ▲ 地下通路南側のスロープの勾配が急であり、車いすでの通行が難しい。 ◎ 地下通路南側のスロープは勾配が緩い。 ▲ 凸凹や段差がある。
駅南道路線 [経路番号：⑧]	◎ 歩道の幅員が広い。 ▲ 凸凹や段差がある。
福富出口 2 号線 [経路番号：⑨]	▲ 勾配が急な箇所がある。 ▲ 舗装が悪い箇所がある。 ▲ 植栽が歩道側に伸びてきており、通行の妨げになっている。

※経路の位置は、「図 19 生活関連施設・生活関連経路」を参照ください。

■和気町中央公民館

◎：良い点、▲：課題点

駐車場	▲ 車いす使用者用の駐車ますが1台のみとなっている。 ▲ 舗装が悪く、ガタガタする。 ▲ 駐車ますの白線が消えかかっている箇所がある。 ▲ スロープの勾配が急になっている。
建物内通路	▲ 全体的に物が多く、通路が狭い。 ▲ 床が滑りやすい。
上下移動設備	▲ エレベーターがない。 ▲ 昇降機はあるが、車いす使用者が利用するためには補助が必要である。 ▲ スロープの勾配が急になっている。
トイレ	◎ バリアフリースイレが設置されている。 ▲ バリアフリースイレは、男性用トイレと仕切りがあるだけになっている。 ▲ オストメイト対応設備がない。
案内	▲ バリアフリースイレのサインがない。 ▲ 広報物が多く、案内が分かりにくい。
その他	▲ 施設のデザインは良いが、所々で老朽化が進行している。

■和気町立図書館

◎：良い点、▲：課題点

出入口・通路	◎ 自動ドアになっている。 ◎ 返却用ポストは車いすからでも届く位置に設置されている。 ▲ スロープの勾配が長く、急である。 ▲ 出入口前からスロープがあり、車いすでの出入りに支障がある。 ▲ 階段手すりが1段のみであり、点状ブロックが敷設されていない。
駐車場	◎ 車いす使用者用の駐車ますが、1台分確保されている。 ▲ 駐車場の台数が少ない。
建物内通路	◎ 通路は全体的に広い。 ◎ 本棚が車いすからでも手の届く高さに設定されている。 ▲ 絨毯の上は、車いす（手動）では移動がしにくい。
上下移動設備	◎ エレベーターが設置されている。 ▲ らせん階段の手すりは1段のみで高いため、子ども等は利用が難しい。 ▲ 階段の上下端部に点状ブロックが敷設されていない。
トイレ	◎ 車いす用トイレが整備されている。 ▲ 女性用トイレの4ブースのうち、洋式は1ブースのみである。 ▲ おむつ交換台や授乳室等の子育て関連設備が整備されていない。 ▲ 車いす用トイレ内の手すりが固定式となっている。
案内	▲ 手話対応が可能であれば本を借りやすい。
その他	◎ カウンターの高さは車いすでも利用でき、蹴込みも設けられている。

■イオンタウン和気

◎：良い点、▲：課題点

出入口・通路	▲ 段差や勾配がある。
駐車場	◎ 車いす使用者用駐車施設の舗装の色が青色になっており、遠くからでも分かりやすい。 ▲ 駐車ますの白線が消えかかっている箇所がある。
建物内通路	▲ 滑りやすい箇所がある。 ▲ 段差がある。 ▲ 汚水桝の蓋が隆起しており、躓く恐れがある。 ▲ 点字ブロックがない箇所がある。
トイレ	◎ バリアフリースイレが広い。 ▲ オストメイト対応設備がない。 ▲ 床が滑りやすい。
案内	◎ ふれあいコールが設置されている。 ▲ サインにバリアフリースイレの記載がない。 ▲ 点字の案内があると良い。
その他	◎ 貸出用の車いすが設置されている。

■和気駅前駐車場

◎：良い点、▲：課題点

車いす使用者用駐車施設	◎ 車いす使用者用の駐車ますが駅に近い位置に2台分確保されている。 ▲ 車いす使用者用の駐車ますから駅前広場に至るまでに屋根があると良い。 ▲ 車いす使用者用の駐車ますがあることを示す案内表示があると良い。 ▲ カラー舗装にする等、見つけやすくするための工夫があると良い。
出入口	▲ 出入り口部分に段差がある。 ▲ 車いす使用者用の駐車ますから駅に向かう通路上にバリケードがある。
通路	▲ アスファルト舗装がガタガタする。
その他	◎ 駐車ますの幅が十分に確保されている。

■和気駅南駐車場

◎：良い点、▲：課題点

車いす使用者用駐車施設	◎ 車いす使用者用の駐車ますが4台分確保されている。 ▲ カラー舗装にする等、見つけやすくするための工夫があると良い。 ▲ 歩行者用の通路に接していないため、北側へ移動させた方が良い。 ▲ 車いす使用者以外が使用しないような工夫があった方が良い。
出入口	▲ 出入り口部分に段差がある。 ▲ ポールが立っており、幅員が1m程度と狭く、通行がしにくい。
通路	▲ アスファルト舗装がガタガタする。
その他	◎ 駐車ますの幅が十分に確保されている。

4-4 生活関連施設・生活関連経路の移動円滑化に関する方針

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化に当たっては、移動等円滑化基準やガイドライン、条例等に留意するとともに、まち歩き点検ワークショップでの町民意見等をもとに整理した以下の移動円滑化に関する方針に基づき推進していきます。

(1) 公共交通

<旅客施設>

- ・駅のバリアフリー化（改札、ホーム、階段等）を進めるとともに、ホーム間の移動を円滑化するエレベーターの設置を推進します。
- ・施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供を継続的にを行います。

<バス>

- ・車両のバリアフリー化（段差の軽減、手すりの設置等）を推進します。
- ・多様な利用者への適切な対応等、乗務員等へのバリアフリー教育を推進します。
- ・施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供を継続的にを行います。

<タクシー>

- ・車両のバリアフリー化（福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入等）を推進します。
- ・多様な利用者への適切な対応等、乗務員等へのバリアフリー教育を推進します。

(2) 道路

<駅前広場（和気駅前線）>

- ・バスやタクシーの乗降場と旅客施設の連続性確保に努めます。
- ・主要施設までの視覚障がい者誘導用ブロックの連続性確保に努めます。
- ・劣化した舗装等の更新・修繕や植栽の剪定等、適切な維持管理を行います。

＜歩道のある道路（歩車分離型道路）＞

- ・歩道の連続性確保に努めます。
- ・交差点付近を中心に視覚障がい者誘導用ブロックの整備を推進します。
- ・交差点付近や車両出入り口付近の勾配や段差の解消を推進します。
- ・劣化した舗装等の更新・修繕や植栽の剪定等、適切な維持管理を行います。

＜歩道のない道路（歩車一体型道路）＞

- ・車道幅員の縮小、車道と路肩の明確化、道路占有物の配置見直し等により、安全な歩行環境の確保に努めます。
- ・劣化した舗装等の更新・修繕や植栽の剪定等、適切な維持管理を行います。

（３）交通安全施設

- ・横断歩道の設置、音響式信号機の設置、信号現示の改善等により、歩行者が横断しやすい環境の確保に努めます。

（４）建築物

＜出入口・通路＞

- ・通行の支障となる段差や勾配を設けないようにするとともに、車いす使用者等の通行に十分配慮した出入口幅、通路幅を確保します。

＜駐車場＞

- ・車いす使用者用駐車施設を適切に設けます。
- ・車いす使用者用駐車施設の位置等が分かりやすいように、カラー舗装化や案内サイン等の設置に努めます。
- ・劣化した舗装の更新・改善を推進します。

＜建物内通路＞

- ・主要な通路には段差を設けないようにするとともに、車いす使用者等の通行に十分配慮した通路幅を確保します。

＜上下移動設備＞

- ・２階以上の建物にはエレベーターの設置を推進します。
- ・エレベーターは車いす使用者等が利用しやすい構造とするとともに、文字情報や音声による案内設備を設けます。
- ・階段は段鼻を強調する等、段差が識別しやすいように配慮します。

<トイレ>

- ・車いす使用者等が利用しやすい構造のトイレを設置します。
- ・トイレの高質化（洋式化・子育て関連設備の設置等）を推進します。

<案内>

- ・建物内の主要箇所（出入口、トイレ、エレベーター、駐車場、窓口・受付等）の位置を示す案内の設置を推進します。また、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報・音声等による案内設備への対応を推進します。

<教育啓発>

- ・施設の適正利用に関する啓発活動等、職員等へのバリアフリー教育を推進します。

（５）路外駐車場

- ・車いす使用者用駐車施設を適切に配置するとともに、近隣の主要施設等まで円滑に移動できる通路の確保に努めます。
- ・車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を防ぐための利用マナー啓発を推進します。
- ・劣化した舗装の更新・改善を推進します。

4-5 実施すべき事業の設定

J R和気駅周辺地区における特定事業を次のページに整理します。

特定事業とは、本構想における生活関連施設・生活関連経路等のバリアフリー化を具体的な計画にするためのものです。

まち歩き点検ワークショップでの町民意見等を踏まえ、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、教育啓発特定事業（心のバリアフリー）を設定しました。

なお、各事業に示す実施時期は以下のとおりです。大規模改修を伴うバリアフリー化等は、計画的に予算を確保して整備を推進する必要があるため、すぐに改善が困難な場合もあります。こうした計画期間内にバリアフリー化を実施できる見込みがない事業についても、長期的な展望を示す観点から特定事業へ位置づけを行い、将来的な実現を目指すものとします。

また、現時点で特定事業を位置づけていない施設についても、今後、長期的な展望に立って議論を行い、必要となった時点で特定事業の位置づけを行います。

■実施時期の考え方

短 期 : 令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度に着手

中 期 : 令和 11 (2029) 年度～令和 15 (2033) 年度に着手

長 期 : 令和 16 (2034) 年度以降に着手

継 続 : 計画期間を通じて継続的に実施

検討中 : 実施時期について今後検討

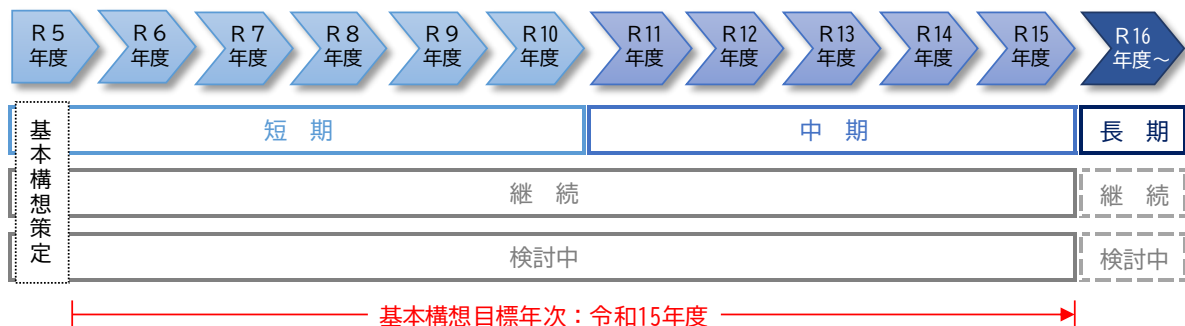


図 21 事業実施時期と目標年次までの流れ

(1) 公共交通特定事業

■ JR和気駅

事業主体	西日本旅客鉄道株式会社	
項 目	事業内容	実施時期
上下移動設備	エレベーターの設置	短 期
全体	駅のバリアフリー化（改札、ホーム、階段等）	中 期
教育啓発	施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供	継 続

■ 町営バス

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
車両	車両のバリアフリー化（段差の軽減、手すりの設置等）の推進	継 続
教育啓発	乗務員等へのバリアフリー教育の推進	継 続
	施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供	継 続

■ 広域路線バス（赤磐・和気線）

事業主体	赤磐市・和気町	
項 目	事業内容	実施時期
車両	車両のバリアフリー化（段差の軽減、手すりの設置等）の推進	継 続
教育啓発	乗務員等へのバリアフリー教育の推進	継 続
	施設や車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供	継 続

■ タクシー

事業主体	タクシー事業者、一般社団法人岡山県タクシー協会	
項 目	事業内容	実施時期
車両	車両のバリアフリー化（福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入等）の推進	継 続
教育啓発	乗務員等へのバリアフリー教育の推進	継 続

(2) 道路特定事業

■国道 374 号（経路番号：①）

事業主体	岡山県備前県民局	
項 目	事業内容	実施時期
歩道等	歩道の連続性確保	検討中
交差点	誘導用ブロックの設置・適正化	短 期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

※経路の位置は、「図 19 生活関連施設・生活関連経路」を参照ください（以下同様）。

■県道 181 号和気停車場線（経路番号：②）

事業主体	岡山県備前県民局	
項 目	事業内容	実施時期
全体	安全な歩行環境の確保	検討中
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■県道 263 号泉衣笠線（経路番号：③）

事業主体	岡山県備前県民局	
項 目	事業内容	実施時期
全体	安全な歩行環境の確保	検討中
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■公民館道線（経路番号：④）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■旧役場 4 号線（経路番号：⑤）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■明治通り線（経路番号：⑥）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
歩道等	駅前広場に向かう坂道の緩勾配化	中 期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■和気駅前線（経路番号：⑦）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
駅前広場	バスやタクシーの乗降場と旅客施設の連続性確保	短 期
誘導用ブロック	主要な施設（ＪＲ和気駅、和気駅前駐車場、和気駅北公衆トイレ等）までの連続性確保	中 期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■駅南道路線（経路番号：⑧）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続

■福富出口２号線（経路番号：⑨）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
歩道等	交差点付近・車両出入口付近の緩勾配化	中 期
維持管理	劣化した舗装等の更新・修繕	継 続
	植栽の剪定・適切な維持管理	継 続

■和気駅南北地下通路

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
北側スロープ	車いす使用者の通行手段確保	検討中

（３）交通安全特定事業

■交差点

事業主体	岡山県公安委員会	
項 目	事業内容	実施時期
交差点	歩行者が横断しやすい環境の確保（横断歩道の増設、音響式信号機の設置、信号現示の改善等）	継 続

(4) 建築物特定事業

■和気町中央公民館

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
出入口・通路	スロープの緩勾配化	短 期
駐車場	舗装の更新・改善	短 期
	車いす使用者用駐車施設の増設	短 期
上下移動設備	スロープの緩勾配化	短 期
	エレベーターの設置	検討中
トイレ	専用のバリアフリースイートの確保	検討中
案内	サイン計画の見直し・改善	短 期
教育啓発	職員等へのバリアフリー教育の推進	継 続
	施設の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供	継 続

■和気町立図書館

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
出入口・通路	スロープの緩勾配化	検討中
駐車場	車いす使用者用駐車施設を含めた駐車スペースの増設	検討中
トイレ	トイレの高質化（洋式化・子育て関連設備の設置等）	検討中
教育啓発	職員等へのバリアフリー教育の推進	継 続
	施設の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組み等の周知・情報提供	継 続

■旧大国家住宅

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
全体	施設の改修に合わせたバリアフリー化	短 期

■岡山県立和気閑谷高等学校

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
教育啓発	障がいについて体験や学習等を通して具体的に理解できるような指導方法の工夫による障がいのある人に対する偏見や差別を解消する教育の推進	継 続
	障がいのある人や家族、支援者との交流や触れ合いを通じた、共に理解し合う機会の提供	継 続

(5) 路外駐車場特定事業

■和気駅前駐車場

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
全体	J R和気駅のバリアフリー化に合わせた駐車場の拡大	中 期
車いす使用者用 駐車施設	駅前広場までの屋根の設置	中 期
出入口	段差解消・幅員確保	中 期
通路	舗装の更新・改善	中 期

■和気駅南駐車場

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
車いす使用者用 駐車施設	車いす使用者用駐車施設の移設	短 期
出入口	段差解消・幅員確保	短 期
通路	舗装の更新・改善	短 期

(6) 教育啓発特定事業

■教育啓発（心のバリアフリー）

事業主体	和気町	
項 目	事業内容	実施時期
障がい理解の 周知・啓発	広報紙や公共施設・旅客施設等へ掲示予定のバリアフリー啓発ポスターを通じた障がいや障がい者に対する町民の理解促進	継 続
	和気町人権条例に基づいて行う地区啓発への障がい者問題の掲載	継 続
	イベント等による交流やふれあう機会の創出による障がいや障がい者に対する正しい知識の啓発	継 続
	町内の小・中学校や岡山県立和気閑谷高等学校との連携による障がいのある人に対する偏見や差別を解消する教育の推進	継 続

※教育啓発特定事業は和気町全域で実施していきます。

第5章 基本構想の推進方策

5－1 基本構想の進行管理

本構想の策定にあたっては、「和気町バリアフリー推進協議会」を設置するとともに、まち歩きワークショップの開催やパブリックコメントの実施等、町民参加の機会を設けて検討を進めてきました。今後も継続的に町民の意見を取り入れる機会を確保し、町民との協働によって本構想を推進していきます。

本構想では重点整備地区において今後実施すべき事業を整理しましたが、各事業が適宜・適切に実施され、全体として効果を発揮するためには、事業期間中も進行管理を行っていく必要があります。そのため、中間年次である令和 10（2028）年度を目安に各事業の中間整理を行い、本構想の見直しを検討します。

また、今後も策定した本構想（Plan）をもとに、特定事業の実施（Do）、特定事業の効果の評価（Check）、必要に応じた改善（Action）のPDCA サイクルに基づき特定事業の進行管理を行っていきます。

さらには、本構想での特定事業計画が終了した後であっても、状況に応じて維持・改善していく「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」の考え方にに基づき、必要に応じて本構想の見直しを検討します。

本構想の中間整理や進行管理に当たっては、引き続き、「和気町バリアフリー推進協議会」を活用します。

5－2 バリアフリー整備の展開

本構想では、JR和気駅を中心に設定した重点整備地区を対象に実施すべき事業を定めており、本町の中でも特に先導的・優先的にバリアフリー化を進めていきます。

本構想の基本理念である「一人ひとりがいきいきと暮らし、活動できる、バリアフリーなまち」を実現するためには、本構想で示したまちのバリアフリー化の基本的な考え方を重点整備地区外のまちづくりへ展開していくことが重要です。そのため、バリアフリーに関する情報を継続的に発信していくとともに、周辺区域についても順次、整備の必要性や優先順位等を検討しつつ、継続的にバリアフリー化を推進し、まち全体に広がっていくように努めていきます。

利用者が安心して本町内の施設を利用するためには、各施設の設備や移動可能な経路に関する情報を提供する必要があります。そこで、特定事業の進捗状況等を踏まえ、施設や道路におけるバリアフリー化の状況等に関する情報収集・発信を行います。情報収集・発信は、特定事業に定めた事業主体をはじめとする施設設置管理者等にも協力していただきながら本町が主体となって実施します。情報収集・発信の具体的な方法については、本構想の中間整理に合わせて検討・具体化していきます。

和気町バリアフリー基本構想

発 行	和気町
発行年月	令和 6（2024）年 3月
編 集	和気町都市建設課
	〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555
	TEL：0869-93-1121
	URL：https://www.town.wake.lg.jp/
